

## ・ 津山市立みどりの丘保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 名 称     | 津山市                            |
| 所 在 地   | 津山市山北520                       |
| 電 話 番 号 | 0868-32-7028 (津山市こども保健部こども保育課) |
| 代表者氏名   | 津山市長 谷口 圭三                     |

### 2 利用施設

|             |  |
|-------------|--|
| 施 設 の 種 類   | 保育所  |
| 施 設 の 名 称   | 津山市立みどりの丘保育所                                     |
| 施 設 の 所 在 地 | 津山市大田831-4                                       |
| 連 絡 先       | 電話番号 0868-27-0300<br>F A X 0868-27-0300          |
| 管 理 者       | 所長 河本 和恵   |
| 対 象 児 童     | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童     |
| 利 用 定 員     | 満3歳以上の児童 79人<br>満1歳以上満3歳未満の児童 35人<br>満1歳未満の児童 6人 |
| 開 設 年 月 日   | 平成29年 1月 1日                                      |
| 事 業 所 番 号   |  |

### 3 サービスの目的・運営方針

みどりの丘保育所（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

|    |      |          |
|----|------|----------|
| 敷地 | 敷地全体 | 6,500㎡   |
|    | 園庭   | 1,080㎡   |
| 園舎 | 構造   | 木造       |
|    | 延べ面積 | 2038.63㎡ |

##### (2) 主な設備

| 設備       | 部屋数 | 備考  |
|----------|-----|---|
| 保育室      | 9室  | たんぽぽ組(0歳児クラス), もも組(1歳児クラス), ばら組(2歳児クラス), ひまわり組(3歳児クラス), さくら組(4歳児クラス), ゆり組(5歳児クラス) |
| 遊戯室(ホール) | 1室  |   |
| 調理室      | 3室  | 調理室, 洗浄室, 下処理室 各1室  |
| 事務室      | 1室  |   |
| 支援センター   | 1室  |   |
| 一時保育室    | 1室  |   |
| 多目的室     | 1室  |   |
| 地域交流室    | 1室  |   |

#### 5 職員の設置状況

| 職種      | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|---------|----|----|-----|----|
| 所長      | 1  | 1  |     |    |
| 所長補佐    | 1  | 1  |     |    |
| 主任保育士   | 1  | 1  |     |    |
| 保育士     | 26 | 26 |     |    |
| 支援センター  | 2  | 2  |     |    |
| 一時預かり保育 | 3  | 3  |     |    |
| 栄養士     | 1  | 1  |     |    |
| 保健師     | 1  | 1  |     |    |
| 看護師     | 1  | 1  |     |    |
| 事務員     | 1  | 1  |     |    |

当園では、岡山県が「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年10月5日岡山県条例第47号。以下「条例」という。)」において定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、員数は入園人数により変動することがあります。

<各職種の勤務体系>

| 職 種        | 勤務体系                 |
|------------|----------------------|
| 所長         | 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５） |
| 所長補佐・主任保育士 | 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５） |
| 保育士        | 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５） |
| 支援センター     | 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５） |
| 一時預かり保育    | 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５） |
| 栄養士        | 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５） |
| 保健師        | 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５） |
| 看護師        | 正規の勤務時間帯（８：３０～１５：３０） |
| 事務員        | 正規の勤務時間帯（８：３０～１５：３０） |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、７時から１８時までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、８時３０分から１６時３０分までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から８時３０分まで又は１６時３０分から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 地域に開かれた保育所を目指し地域活動事業として在宅乳幼児・高齢者世帯のお年寄り・地区老人クラブなどとの「ふれあい事業」を提供します。

### (3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

なお、調理業務については民間事業者に委託しています。

|     | 午前間食   | 昼食      | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|---------|------|----|
| 0歳児 | 9時30分頃 | 11時頃    | 15時頃 |    |
| 1歳児 | 9時30分頃 | 11時頃    | 15時頃 |    |
| 2歳児 | 9時30分頃 | 11時頃    | 15時頃 |    |
| 3歳児 |        | 11時30分頃 | 15時頃 |    |
| 4歳児 |        | 11時30分頃 | 15時頃 |    |
| 5歳児 |        | 11時30分頃 | 15時頃 |    |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

### (4) その他

- ・子育て支援の一環として一時的に児童をお預かりする一時預かり保育事業を行います。
- ・地域子育て支援拠点事業（センター型）として「地域子育て支援センター」を開設し、子育て相談・出前保育を行っています。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

3～5歳以上児クラスの保育料は無償になっております。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用及び一時預かり保育料を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

### (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 1.1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | はなこどもクリニック   |
| 医 院 長 名 | 平井 史恵        |
| 所 在 地   | 津山市東一宮62-17  |
| 電 話 番 号 | 0868-27-7277 |

#### (2) 歯科

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | こうやま歯科・こども歯科 |
| 医 院 長 名 | 香山 祐樹        |
| 所 在 地   | 津山市東一宮11-2   |
| 電 話 番 号 | 0868-20-1802 |

### 1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|                            |        |                    |
|----------------------------|--------|--------------------|
| 当園<br>ご利用相談窓口              | ・窓口担当者 | 所長補佐 中塚 陽子         |
|                            | ・ご利用時間 | 8:30 ~ 17:15       |
| 第三者委員                      | ・電話番号  | 0868-27-0300       |
|                            | F A X  | 0868-27-0300       |
| 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |        |                    |
|                            |        | 電話番号 090-2005-9552 |
|                            | 八木 光子  | <u>主任児童委員</u>      |

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

### 1.4 非常災害時の対策

|        |                         |   |          |   |
|--------|-------------------------|---|----------|---|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |   |          |   |
| 防災設備   | ・自動火災報知機                | 有 | ・誘 導 灯   | 有 |
|        | ・ガス漏れ報知機                | 有 | ・非常警報装置  | 有 |
|        | ・非常用電源                  | 有 | ・スプリンクラー | 有 |
|        | ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理   |   |          | 有 |

|         |   |
|---------|---|
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。                         |
| 緊急連絡    | キッズビューの「お知らせ一覧」にてお知らせ致します。<br>保護者アプリの登録をしてください。 |

### 1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 保険の種類 | 日本スポーツ振興センター      |
| 保険の内容 | 災害共済給付            |
| 保険金額  | 掛金 240 円(保護者負担金額) |

保育所の管理下における児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付を行う制度です。万一の事故に備えて後援会、公費で全員加入の手続きをします。

### 1 6 当園におけるその他の留意事項

|                |   |
|----------------|---|
| 喫煙             | 当園の敷地内はすべて禁煙です。                                   |
| 宗教活動，政治活動，営利活動 | 利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |
| 配布・配信文書        | 当園から配布・配信した文書については、記述、写真、イラストの無断転載・転用を禁止します。      |

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目                  | 内容，負担を求める理由及び目的                                 | 金額        |
|---------------------|---|-----------|
| 給食費（副食費）<br>（3歳以上児） | 国の基準により保育料に含まれないため。<br>※所得等の状況によって免除される場合があります。 | 月額 4,800円 |
| 給食費（主食費）<br>（3歳以上児） | 国の基準により保育料に含まれないため。                             | 月額 800円   |
| 後援会会費               | 後援会（保護者会）運営のため                                  | 月額 400円   |
| 絵本代他教材費等            | 教材・衛生用品として                                      | 年額 実費     |

2 時間外保育に係る利用者負担

|              | 保育標準時間                    |                  | 保育短時間 |                  |
|--------------|---------------------------|------------------|-------|------------------|
|              | 時間                        | 延長保育料            | 時間    | 延長保育料            |
| 11時間<br>開所時間 | 7:00<br><br><br><br>18:00 | /                | 7:00  | 200円<br>最大3,000円 |
|              |                           |                  | 8:30  |                  |
|              |                           |                  | 8:30  | /                |
|              |                           |                  | 16:30 |                  |
| 16:30        | 200円<br>最大3,000円          |                  |       |                  |
| 18:00        |                           |                  |       |                  |
| 延長保育<br>時間   | 18:00                     | 200円<br>最大3,000円 | 18:00 | 200円<br>最大3,000円 |
|              | 19:00                     |                  | 19:00 |                  |

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

(保護者保管用)

## 重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 津山市立みどりの丘保育所  
説明者 所長 河本 和恵

私は、重要事項説明書に基づいてみどりの丘保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所 .....

保護者氏名 ..... (印)

児童との続柄 .....

児童名 .....

児童名 .....

児童名 .....



(提出用)

## 重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 津山市立みどりの丘保育所  
説明者 所長 河本 和恵

私は、重要事項説明書に基づいてみどりの丘保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所 .....

保護者氏名 ..... (印)

児童との続柄 .....

児童名 .....

児童名 .....

児童名 .....

## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・情報発信手段として、写真を園だより・クラス通信・あおぞら（後援会編集誌）・テレビ・新聞などに掲載すること、及び園児名を園運営上必要な場合に使用すること。

津山市立みどりの丘保育所長 様

年 月 日

保護者住所： .....

組・児童氏名： .....組 .....

.....組 .....

.....組 .....

保護者氏名： .....

児童から見た続柄： .....